

新	旧	備考
<p>貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00014 沿革 (略) <u>平成23年3月30日 一部改正</u></p> <p>第1条 ～ 第3条 (略)</p> <p>(保険金額)</p> <p><b>第4条</b> 保険金額は、保険価額に次の各号のいずれかの率を乗じて得た額とする。</p> <p>一 約款第3条第1号から第9号までのいずれかに該当する事由にあつては次に掲げる率</p> <p>イ 相手国政府（財政当局に限る。）若しくは中央銀行が発行する無条件かつ取り消すことができない支払保証が付されている貸付契約又は相手国政府（財政当局に限る。）若しくは中央銀行に直接貸し付ける貸付契約にあつては、100分の100</p> <p>ロ 地球環境保険特約を付して保険契約を締結する場合にあつては、100分の100</p> <p>ハ イ及びロ以外の場合にあつては、100分の97.5</p> <p>二 同条第10号又は第11号に該当する事由にあつては次に掲げる率</p> <p>イ 一流銀行が発行する無条件かつ取り消すことができない支払保証が付されている貸付契約であつて日本貿易保険が認めたもの又は前号イに該当する貸付契約にあつては、100分の95</p> <p>ロ イ以外の場合にあつては、100分の95を上限として保険契約ごとに定める率</p> <p><u>(国際協力銀行との協調による貸付契約にかかる保険金額)</u></p> <p><u>第4条の2 日本貿易保険は、前条の規定にかかわらず、銀行</u></p>	<p>貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00014 沿革 (略)</p> <p>第1条 ～ 第3条 (略)</p> <p>(保険金額)</p> <p><b>第4条</b> 保険金額は、保険価額に次の各号のいずれかの率を乗じて得た額とする。</p> <p>一 約款第3条第1号から第9号までのいずれかに該当する事由にあつては次に掲げる率</p> <p>イ 相手国政府（財政当局に限る。）若しくは中央銀行が発行する無条件かつ取り消すことができない支払保証が付されている貸付契約又は相手国政府（財政当局に限る。）若しくは中央銀行に直接貸し付ける貸付契約にあつては、100分の100</p> <p>ロ 地球環境保険特約を付して保険契約を締結する場合にあつては、100分の100</p> <p>ハ イ及びロ以外の場合にあつては、100分の97.5</p> <p>二 同条第10号又は第11号に該当する事由にあつては次に掲げる率</p> <p>イ 一流銀行が発行する無条件かつ取り消すことができない支払保証が付されている貸付契約であつて日本貿易保険が認めたもの又は前号イに該当する貸付契約にあつては、100分の95</p> <p>ロ イ以外の場合にあつては、100分の95を上限として保険契約ごとに定める率</p>	

<p><u>等が国際協力銀行と協調して貸し付ける場合にあつては、当該銀行等の申請により、当該銀行等の貸付契約に係る保険金額を保険価額に100分の100を乗じて得た額とすることができる。ただし、当該貸付契約の償還条件に市中優先償還（銀行等による貸付金の回収後に国際協力銀行に対する償還が始まる償還条件をいう。）が含まれていない場合における約款第3条第10号又は第11号に該当する事由については、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の申請については、手続細則に定めるところによる。</u></p> <p>第5条 ～ 第17条 （略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成23年4月1日から実施する。</u></p> <p>附帯別表第1 ～ 第3 （略）</p>	<p>第5条 ～ 第17条 （略）</p> <p>附帯別表第1 ～ 第3 （略）</p>	
--	--	--